

主な指摘事項【訪問看護・介護予防訪問看護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	契約書又は重要事項説明書等(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については修正を行った契約書等にて同意を得ること。 すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 ・事業の目的について記載すること。 ・営業日について、実際の営業日との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。 ・営業時間について契約書等と運営規程との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。 ・通常の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する場合の交通費について記載すること。 ・通常の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する場合の交通費等について、運営規程との間で齟齬が見られたため、実際の内容を記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。 ・苦情に対する相談窓口について、国民健康保険団体連合会についても記載すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 ・記録の保存期間について、サービスを提供した日から2年間としているため、サービス完結の日から5年間とすること。	5件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また運営規程の変更については、変更届の提出が必要 なため、市高齢者総合支援室あてに変更届を提出すること。 ・通常の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する場合の交通費等の内容について、重要事項説明書との間で齟齬が見られたため、実際の内容を記載すること。 ・事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ・虐待の防止のための措置を適切に実施するための指針の整備について記載すること。 ・虐待の防止のための措置として、すべての従業者に対して実施する研修の回数を年2回とすること。 ・記録の保存期間の始期について、サービスを提供した日から5年間としているため、サービス完結の日から5年間とすること。	4件
運営	秘密保持等	・すべての従業者について、利用者又はその家族の秘密保持等にかかる誓約書を徴していないため、漏れなく徴して事業所に保管しておくこと。	1件
運営	運営基準	・すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年2回以上実施し、その記録を保管すること。	1件

計11件